

様式 6-1

簡易専用水道書類検査依頼書

年 月 日

公益財団法人栃木県保健衛生事業団
理事長 様

依頼者	住 所 ()
	氏 名
	担 当 者 印
	電 話 番 号
支払者	住 所
	団 体 名
	代 表 者

※この枠内は、依頼者と支払者が同じ場合は記入する必要はありません。

貯水槽コード

(変更がある場合は、赤で修正してください。)

簡易専用水道管理状況表を添えて、水道法第34条の2第2項の規程に基づく検査を依頼します。

施 設 の 名 称				
施 設 の 所 在 地				
設 置 者 氏 名				
建 築 物 の 用 途				
受 水 槽	材質 (FRP	RC(半)地下型	RC 地上型	鋼鉄 ステンレス)
	有効容量 (m ³)	清掃月日 (年 月 日)
高 置 水 槽	材質 (FRP	RC	鋼鉄	ステンレス)
	基数 (基)	清掃月日 (年 月 日)
建築物環境衛生管理 技術者 氏 名				免状番号 (第 号)
請 求 方 法 等	事業団方式	指定様式	見積書	
備 考				

(問合せ：公益財団法人栃木県保健衛生事業団食品環境検査所 Tel 028-673-9900)

様式 6-2

簡易専用水道施設管理状況報告書

水道法第34条の2第2項の規程に基づく検査を受けるため、簡易専用水道の管理に係る状況を示す書類を提出します。

簡易専用水道施設名称 _____

施設所在地 _____

年 月 日 記入者 _____

	番号	検査事項	判定基準	管理状況		
				受水槽	高置水槽	
施設及びその管理の状況に関する検査	1	水槽の周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。			
			清潔でありごみ汚物等が置かれていないこと。			
			水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。			
	2	水槽本体の状態	点検清掃修理等に支障のない形状であること。			
			亀裂し、又は漏水箇所がないこと。			
			雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。			
				水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。		
	3	水槽上部の状態	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。			
			水槽のふたの上には他の設備機器等が置かれていないこと。			
			水槽の上床盤の直接上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。			
	4	水槽内部の状態	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。			
			掃除が定期的に行われていることが明らかであること。			
			外壁塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。			
			当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。			
			流入口と流出口が近接していないこと。			
			水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。			
	5	水槽のマンホールの状態	ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。			
			マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。			

施設及びその管理の状態に関する検査	6	水槽のオーバーフロー管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。			
			管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。			
			管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。			
	7	水槽の通気管の状態	水槽の通気管の状管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。			
管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。						
通気管として十分な有効断面積を有するものであること。						
8	水槽の水抜管の状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。				
		9	給水管等の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。		
水質の検査	10	臭気	異常な臭気が認められないこと。			
		11	味	異常な味が認められないこと。		
		12	色	異常な色が認められないこと。		
		13	色度	5度以下であること。		
		14	濁度	2度以下であること。		
書類検査	15	残留塩素	検出されること。			
		16	書類の整備保存の状況	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面、受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図及び水槽の掃除の記録、その他の帳簿書類の適切な整理及び保存がなされていること。		

備考

- 1) 建築物衛生法第10条に規程する帳簿書類に基づき、それに記載されている給水の管理の状況について記入して下さい。
- 2) 記載に当たっては、当該建築物の建築物環境衛生管理技術者の意見を聞いて下さい。
- 3) 表中1～8に掲げる事項については、必要に応じて、水槽ごとに記入して下さい。
- 4) 表中13～14に掲げる事項については、直近の水質検査報告書の値を記入して下さい。
- 5) 表中16に掲げる事項については、水槽清掃の記録（実施年月日・清掃実施業者がわかるもの）、水質検査の記録（外観・残留塩素）と水槽点検の記録の一部、半年毎の水質検査の結果（直近1年間）を添付して下さい。なお提出される帳簿書類などはコピーされたものをお送り下さい。（返却 はいたしません）